

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がたき
の翌日
に翌日
に翌日
に翌日)

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
ふ化業者の登録
土地改良区の役員の就退任
道路の位置の指定
- ◇ 告 示 昭和三十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
昭和三十二年度狩猟者講習会の実施
昭和三十二年度鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百五十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年八月二十五日

鳥取県告示第五百五十四号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者を登録したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分 登録番号	登録年月日	氏名及び住所	ふ化場の名称及び所在地
一	昭和四十二年八月一日	鳥取種鶏農業協同組合 組合長理事 西川 隆 鳥取県鳥取市吉方七六番地三	鳥取種鶏農業協同組合鳥取ふ卵場 鳥取県鳥取市吉方七六番地三
二	"	小 原 誠 鳥取県鳥取市相生町二丁目 四一三番地	株式会社 鳥取ホネガ1種鶏場 鳥取県鳥取市相生町二丁目 四一三番地
三	"	白 間 晃太郎 鳥取県鳥取市湖山町下浜 一九四番地	株式会社 白間種鶏場 鳥取県鳥取市湖山町下浜 一九四番地
四	"	鳥取県経済農業協同組合 会長 三 橋 誠 鳥取県鳥取市東品治町一五番地五	鳥取県経済農業協同組合連合会 賀露種鶏場 鳥取県鳥取市賀露西浜一七六番地 四六一
五	"	近 藤 謹 治 鳥取県東伯郡東伯町八橋 四二八番地	近藤電熱ふ化株式会社 鳥取県東伯郡東伯町八橋四六番地
六	"	山陰食鶏農業協同組合 組合長理事 村上古志夫 鳥取県西伯郡淀江町大字中間 一七番地	山陰食鶏農業協同組合ふ卵場 鳥取県西伯郡淀江町大字中間 六〇八番地

八	七
鳥取県米子市目久美町一四八番地	鳥取県米子市灘町三丁目一三番地
竹内 操	初岡ふ卵場
鳥取県境港市竹内町八九六番地	鳥取県米子市灘町三丁目一三番地
白バラふ化場	

鳥取県告示第五百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事	太田 豊三	鳥取市晚稲
"	森下 友五郎	"
"	坂本 糸太郎	秋里
"	松本 義雄	南隈
"	山本 幸雄	秋里
"	山形 研太郎	"
"	奥田 賢治	岩吉
"	田村 政信	南隈
"	森本 貞保	安長
"	徳持 潔	南隈
"	田村 幸市	西品治
"	片山 伝四郎	"

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山田 長次郎	"
"	前田 義夫	古海
"	奥田 清順	西品治
"	森本 尊春	安長
"	森下 幸平	徳吉
"	古田 長松	西品治
"	清水 秀治	賀露町
"	天川 勇吉	徳吉
"	田口 英男	田島
"	北風 文市	秋里
"	川上 糸男	安長
"	吉田 力蔵	南隈
"	水口 源太郎	西品治

鳥取市晚稲二三番地

南隈六〇

三七

岩吉六三三

賀露町九五〇

徳尾五二

晚稲二五六

南隈七二

前田 義夫	古海七七七
坂本 桑太郎	秋里八六七
山本 幸雄	八一
山形 研太郎	八一四
片山 伝四郎	西品治五八八の一
細田 康隆	安長三二二
細田 義晴	三四七
植地 正行	三五〇
奥田 清順	西品治五三九
田村 幸市	二九九
山田 長次郎	六〇八
古田 長松	五七五
田口 英男	田島二区番五の一
天川 潔	徳吉一六三
中河 万亀男	一五四
安養寺 秀光	安長三二五
西川 千蔵	五五四
水口 源太郎	西品治六七八の三
木村 義厚	秋里八五六
岩崎 清	南隈四六

昭和四十二年六月十日役員選挙の結果当選し七月五日就任 任期二年

鳥取県告示第五百五十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年八月二十一日道路の位置を指

定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方五一九 栄商事有限公司	鳥取市卯垣字栗坪一九四の二の一部 一九四の三の一部 一九四の七の一部 一九四の八の一部 一九五の一の一部 一九五の三の一部	幅員 四メートル 延長 九七・三メートル
鳥取市卯垣字栗坪一九四の一	一九四の一の一部 一九四の四の一部 一九四の五の一部 一九〇の一の一部	幅員 四メートル 延長 二二〇・七メートル

鳥取県告示第五百五十七号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)を次のように改正する。

昭和四十二年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 岡山県 宮崎県 愛知県 埼玉県 東京都 千葉県 群馬県 山梨県
- 福岡県 栃木県 鹿児島県 福島県 滋賀県 山形県 大分県 愛媛県

石川 稔 和崎 山 根 井 根 平 野 輝

公 告

昭和42年度狩猟者講習会を次のとおり実施する。

昭和42年8月25日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和40年度又は昭和41年度の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習終了証明書を有するものは除く。
- 2 開催の方法

経験者課程（本年度受けようとする狩猟免許と同種の免許を昭和39年度から昭和41年度まで連続して受けている者）と初心者課程（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

- 3 開催日時等
- 経験者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月19日 9時から	日野郡日野町根雨局会議室 日野地方農林振興局	日野郡の区域内に住所を有する者
9月20日	米子市穂町 米子地方農林振興局	米子市、境港市及び西伯郡の区域内に住所を有する者
9月22日	倉吉市殿城町 倉吉地方農林振興局	倉吉市及び東伯郡の区域内に住所を有する者
10月3日	八頭郡都家町都家 八頭地方農林振興局	八頭郡の区域内に住所を有する者
10月4日	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に住所を有する者

10月15日

倉吉市殿城町
倉吉地方農林振興局会議室

考查の結果不合格となつた者及び前記の日時及び場所における講習会で受講できなかった者

初心者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月19日12時から	日野郡日野町根雨局会議室 日野地方農林振興局	日野郡の区域内に住所を有する者
9月20日	米子市穂町 米子地方農林振興局	米子市、境港市及び西伯郡の区域内に住所を有する者
9月22日	倉吉市殿城町 倉吉地方農林振興局	倉吉市及び東伯郡の区域内に住所を有する者
10月3日	八頭郡都家町都家 八頭地方農林振興局	八頭郡の区域内に住所を有する者
10月4日	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に住所を有する者
10月15日	倉吉市殿城町 倉吉地方農林振興局会議室	考查の結果不合格となつた者及び前記の日時及び場所における講習会で受講できなかった者

4 講習科目

- (1) 狩猟に関する法令
- (2) 狩猟鳥獣の判別
- (3) 猟具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は2時間30分、初心者課程は5時間30分とする。

6 考 査

経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続き講習に係る事項を修得したかどうかを考查する。

7 受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程250円、初心者課程500円）に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、受講日の10日前までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

8 携行品

- (1) 受講申込書と引きかえに配付したテキスト
- (3) 筆記用具

昭和42年度鳥取県警察官採用試験の実施について、次のとおり公告する。
昭和42年8月25日
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 約45人
- (2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

- (1) 学 歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和43年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和25年4月1日までに生まれた者でも受験できます。
- (3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁で以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験 警察官として必要な一般知能及び教養について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 適性試験 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

(2) 日時及び場所

ア 試験日時 昭和42年10月27日(金) 午前8時50分から

イ 試験場 鳥取県庁講堂(鳥取市東町1丁目220)
鳥取県西部総合事務所講堂(米子市糺町1丁目160)

(3) 第1次試験合格者の発表

昭和42年11月14日(火)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。

ウ 身長 160cm以上であること。
エ 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。

オ 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.11以上できょう正視力が1.0以上であること。

カ その他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常がないこと。

ク 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行ないます。

(2) 日時及び場所 昭和42年11月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験の合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和42年12月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、改めて身体検査を行なつたうえで、採用者が決定されます。なお、採用は昭和43年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間初任教養を受けたのち、それぞれの勤務所に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおり給料月額が支給されますが、経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、毎年1回昇給します。そのほか手当として扶養手当、期末・勤勉手当(約4.3月分)、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給されます。

学 歴		区 分	入校時の給料月額	卒業時の給料月額
大	学	卒	23,200円	26,000円
短	大	卒	21,200円	23,200円
高	校	卒	19,700円	21,200円

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所

に請求してください。郵便による場合は、おて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

申込用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和42年 9月18日 (月) から昭和42年10月19日 (木) 午後5時までです。郵便による場合は、昭和42年10月19日 (木) 午後5時までの着信に限ります。

9 その他

この試験の受験手続等については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所に照会してください。郵便による場合は、おて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を同封してください。